

請願番号	請願第1号	受理年月日	令和2年2月28日
請願の件名	<p>種苗法改定の取りやめを国へ求める請願</p> <p>(要旨) 種苗法改定の取りやめを国へ求める請願</p> <p>(理由) 令和2年1月20日から開催されている通常国会で、種苗法改正案が審議されます。現行法で農家に認められてきた登録品種の自家増殖を「許諾制」という形で事実上禁止する改正案により、農業者は登録された品種の育種権利者から自家増殖（採取）の対価を支払い許諾を得るか、許諾が得られなければ全ての苗を新しく購入するしかなくなります。そのため、登録品種は自家増殖（採取）一律禁止になり、違反すると10年以下の懲役1000万以下の罰金、共謀罪の対象になります。</p> <p>農水省は今回の改正が「日本国内で開発された品種の海外流出防止のため」であることを強調していますが、現行の種苗法で刑事告訴・民事損害賠償で十分防ぐことは可能であります。そのため現行の種苗法を改定する必要はないと思います。</p> <p>在来種（一般品種）は育成者権の対象外としていますが、1998年カナダで民間企業から農家に対し特許権侵害による巨額な損害賠償を求める告訴がありました。</p> <p>告訴理由は、民間企業が特許を持つ「遺伝子組み換え菜種のライセンス料」を支払うこともなく栽培したことでした。農家は遺伝子組み換えの種子を購入したことも栽培したこともありませんが、調査の結果、近隣農家の畑から飛来した花粉により自然に交配したものとわかりました。しかし裁判では、民間企業がもつ特許権が優先され、一審と控訴審で敗訴しました。自然交配を防ぐことは非常に困難であるため、同様のことが日本でも起きる可能性が非常に高いと考えられます。</p> <p>また遺伝子組み換え種子の花粉飛来による、伝統的な在来種の交雑による汚染も考えられます。</p> <p>種苗法改定となれば、民間企業による種子の独占、種子の淘汰が進むことも予測されます。種子の淘汰が進めば、</p>		

害虫や病気、気候変化による収穫量の大幅減が起こる恐れがあります。自家増殖禁止は種子の多様性や地域に適した作物栽培を妨げかねません。そのため、地域農業や農家、消費者の権利を守り、安定した農作物・食料を確保する観点から、農家の権利を制限する種苗法改定を取りやめる意見書の国への提出をお願い致します。

紹介議員

前屋敷 恵美 満行 潤一